

参 考

- ◇ 非違行為の分類 一個々の非違行為への対策は万全ですか？－
- ◇ 非違行為根絶に向けた学校の組織的な対策
- ◇ 非違行為等に対して問われる責任 —— 懲戒処分の概要 ——
- * 参考文献等

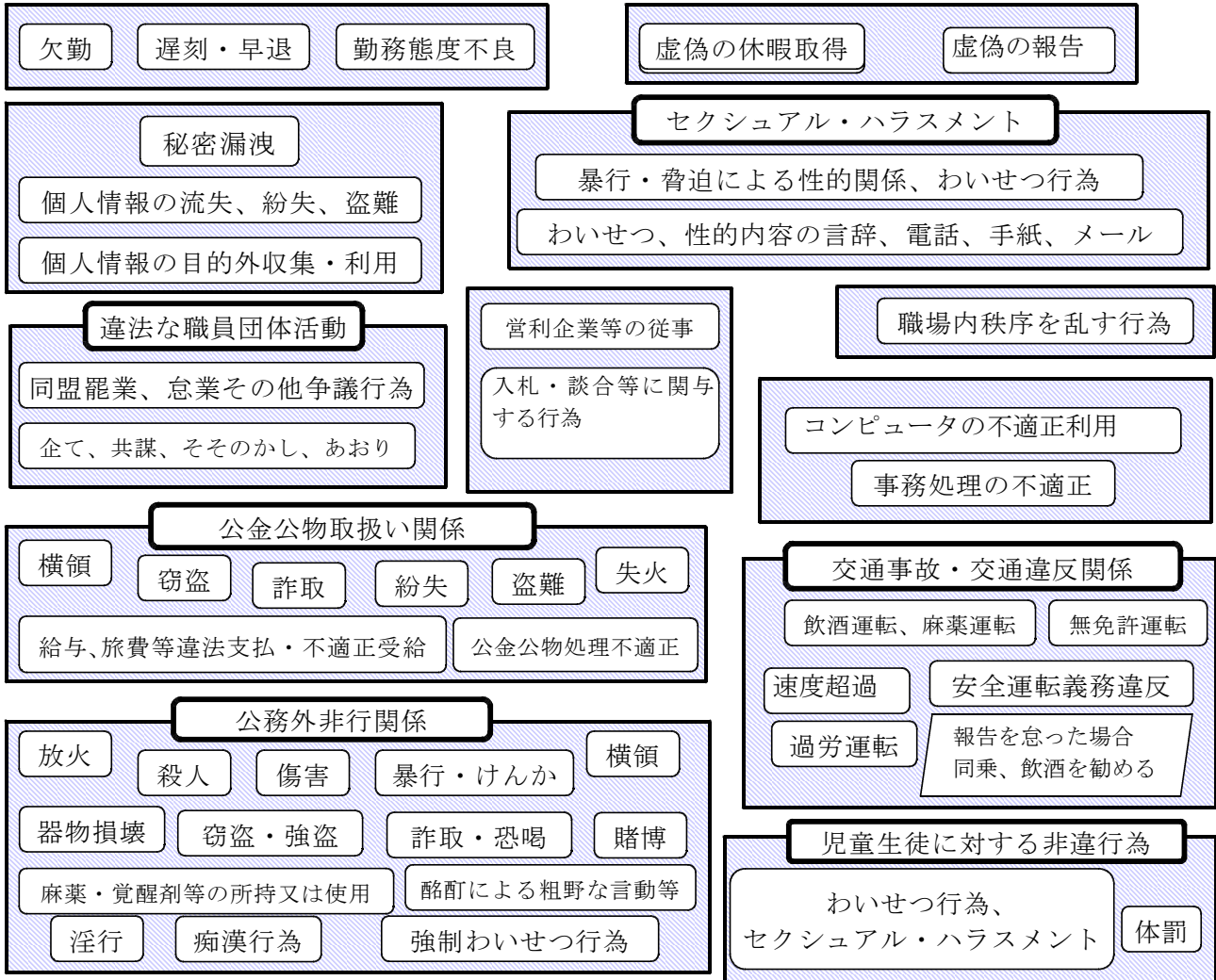


非違行為の分類

— 個々の非違行為への対策は万全ですか？ —

一口に非違行為と言っても内容は多岐にわたり、研修で全て取り上げることは困難ですが、自校の実態に即し、どの点に弱さがあるのかをとらえ、それに基づく指導内容を決め、計画的に研修をしていかないと漏れ落ちが出ます。そのために、「非違行為の内容、範囲」を構造的にとらえておく必要があります。さらに、監督責任については、絶えず意識しておかなければなりません。

「非違行為の内容、範囲」の分類



監督責任関係

- 1 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。
- 2 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

「懲戒処分の基準（新潟県教育委員会）」から

(注) 上記非違行為の分類は、便宜上のものであり、実際は、重なり合う場合が多くあります。また、「信用失墜行為」としての非違行為は、ここに掲げたものが全てではありません。

〈非違行為の分類 に関する研修資料〉

- ・ 非違行為根絶校内研修資料 1 P2… 1 基本的な心構え ・ 学校の管理運営 平成24年度版 P267～274
- ・ 非違行為根絶校内研修資料 3 P13… 資料6：事故への備えと対応

非違行為根絶に向けた学校の組織的な対策

非違行為全般を構造的に捉えた上で、下記のような職員研修例と、組織的な対策や管理職としての対応について、具体的にチェックリストの形式で示しました。各視点から確認してください。

非違行為根絶への取組は、健康管理と通ずるものがあります。例えば、栄養（知識）、運動（研修）、休養（職場内親和感醸成）など、ある一つの取組で事足りるわけではなく、バランスよく保持することによって、健康は維持されます。学校もそのような視点から、日常的な病気予防（非違行為根絶）を心掛けてください。

学校の組織的な対策

職員研修例

- 1 年間計画の作成と運用（社会の状況や自校の実態に即した計画的・継続的な取組）
- 2 運営の工夫（管理職中心から職員中心の運営へ **例** コンプライアンス推進委員会の立ち上げ）
- 3 具体的な事例の活用（原因や影響、対策を話し合う、関連体験を出し合う）
- 4 グループ研修の取組（KJ法を取り入れた意見の類型化、取組に向けた合意形成）
- 5 具体的な行動計画の策定（改善）、決意表明、宣言文の作成
- 6 研修の適切な評価と改善（本当に職員の意識化、実践につながっているか）

組織的な対策

- 非違行為根絶に向けた行動計画が作成・遂行され、定期的に評価・改善されている。
- 気軽に相談できる校内相談体制ができており、管理職が個々の悩みやつまずき等を把握している。
- 多忙化解消アクションプラン等により、多忙感軽減の手立てが機能している。
- 業務上、また指導上困難を抱えている職員への組織的なバックアップ体制ができています。
- 飲酒の機会における帰宅方法の事前申告、直前の確認、終了時刻の取り決め、「飲みませんワッペン」活用等、飲酒・酒気帯び運転撲滅の対策が機能している。
- 余裕をもって出張に出られるよう、出発時刻を明示したり声をかけたりしている。
- 各種手続や提出文書の執行状況、公金の管理について、担当者任せにせず、管理職を含めて複数の職員の眼で確認できる仕組みが機能している。
- 職員研修等を通して人権尊重の精神が浸透しており、児童生徒に対してはもちろん、職員同士でも、互いの人権を尊重している。児童生徒、同僚職員の心身を傷つけるような言動があった場合、直ちに止めさせ、上司に報告することがルールとして徹底されている。
- 個人情報管理規程が整備され、持ち出しと返却が公簿によって確実に管理されている。
- 私用 USB や外付け HD 等の利用禁止、公用の各種情報媒体が施錠により確実に管理されている。
- 事故発生時の対処法や緊急連絡方法が全職員に周知・徹底されている。

管理職の対応

- 非違行為の内容や対策を体系的に把握し、判例や行政処分例を生かしながら発生の予兆段階から必要な予防策を講じている。
- 職場の人間関係を良好に保ちつつ、互いに高め合う節度ある職員集団を形成している。
- 一人一人の職員とのコミュニケーションを密にしながら、ミドルリーダー等をとおして、職員個々（休暇、休業、休職中の職員を含む）の私生活上の状況、悩み、つまずき、負担度を把握し、教育委員会の指導の下、個に応じた指導・支援を組織的に講じている。
- 職員のメンタルヘルス対策が、県の一次、二次、三次予防と連動して、明確に立てられている。
- 計画的、また状況に臨機応変に対応し、非違行為根絶の情報提供や働きかけを確実に実行している。
- 非違行為根絶のための職員への働きかけ、指導が学校日誌等に記録されている。
- 危機発生の場合、自分自身が先頭に立って解決していく方策が明確になっている。
- 管理職自身が職員の模範となるよう、率先垂範の姿を具現化している。

〈非違行為に向けた学校の組織的な対策 に関する研修資料〉

- ・非違行為根絶校内研修資料 2
- ・非違行為根絶校内研修資料 3 P9.10… 年間研修計画、自己チェック等 P13…事故への備えと対応

非違行為等に対して問われる責任

— 懲戒処分の概要 —

あなたが、非違行為を起こした場合、どのような責任が問われるでしょうか。懲戒処分は、地方公務員法に基づき、全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為を行った場合に課される制裁です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があり、懲戒処分の基準に基づき厳正に処分されます。また、履歴事項として記録されます。(学校の管理運営 平成24年度版 P62～P64、P267～P274) その他にも、刑事上や民事上等、様々な責任が問われてきます。

【 行政上の責任 】

[懲戒処分の種類]

免職

職員の意に反して、職員としての身分を失わせる処分、教員免許状の失効

[該当する非違行為の種類]

- ・性非行 ・児童生徒へのセクハラ
- ・飲酒運転 ・公金横領 ・窃盗
- ・詐欺、恐喝 ・麻薬 ・その他

停職

職を保有したまま、職員を一定期間職務に従事させない処分

- ・セクハラ行為 ・体罰
- ・公然わいせつ ・勤務態度不良
- ・不適切な事務処理 ・その他

減給

一定期間、職員の給料の一定割合を減額する処分

- ・体罰 ・交通死亡事故
- ・公金横領 ・交通加害
- ・速度超過違反 ・その他

戒告

職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分

- ・速度超過違反 ・交通加害
- ・情報流出 ・器物破損
- ・管理監督責任 ・その他

懲戒処分は、行政上の責任に含まれますが、その他にも下記のような責任が問われます。

【 刑事上の責任 】

- ・犯罪を犯した場合、刑法や各種法律の刑罰規定に定められた責任が問われます。
- 例：起訴された場合の禁固刑等の懲役、罰金や反則金

【 民事上の責任 】

- ・違法に他人に損害を加えた場合、損害賠償責任が問われます。
- 例：治療費、慰謝料等の賠償金



【 その他の代償 】

- ・家族への影響（長年の信頼、生活の変化、不安等）
- ・再就職の難しさ
- ・共済年金の支給への影響等
- ・運転免許等の取り消し

〈非違行為等に対して問われる責任 に関する研修資料〉

- ・非違行為根絶校内研修資料 1 P2… 1 基本的な心構え
- ・非違行為根絶校内研修資料 2 P14…演習 8：非違行為の及ぼす影響を考える

[参考文献等]

- ・教育判例ガイド 有斐閣 2001年
- ・学校事故の法務と対処法Q & A 三協法規出版 2010年
- ・学校教育の基本判例 学事出版 2004年
- ・教育紛争判例詳細 学事出版 2011年
- ・学校のための法律救急箱 学事出版 2010年
- ・Q & A 学校事故対策マニュアル 明石書店 2005年
- ・教師のための学校危機対応実践マニュアル 金子書房 2003年
- ・学校事件 そのアカウンタビリティ ぎょうせい 2001年
- ・判例タイムズ 1358 判例タイムズ社 2012年
- ・学校事故から子どもを守る 判例に学ぶ教師の実践マニュアル 農文協 2006年
- ・学校が訴えられる日 いじめ裁判から見えてくる学校の責任 学事出版 2007年
- ・事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!! 厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室 2010年
- ・法務研修セミナー 第29回報告 学校社会をめぐる法律問題 中央大学法科大学院 教授 奥野 久雄 2012年
- ・地方公務員の懲戒処分の対象の範囲についての考察 立命館大学 教授 上子 秋生 2012年
- ・学校の管理運営 平成24年度版 新潟県教育関係法令研究会
- ・非違行為根絶校内研修資料1～3 上越教育事務所

* Web ページ (タイトル名)

- ・裁判所 判例検索
- ・第一法規法情報総合データベース
- ・学校安全 web 日本スポーツ振興センター



※ 本研修資料の複製を禁ずる。
ただし、非違行為根絶研修目的で使用される場合のみ、複製を許可する。